

令和7年執行
参議院鹿兒島県選出議員選挙

立候補届出関係諸用紙綴

鹿兒島県選挙管理委員会

候補者届出用紙一覧表

番号	種 別	枚数	備 考
1	候補者届出書（本人届出）用紙	2	
2	宣誓書用紙	2	
3	通称認定申請書用紙	2	
4	候補者届出書（推薦届出）用紙	2	推薦届出の場合のみ
5	候補者推薦届出承諾書用紙	2	同 上
6	選挙人名簿登録証明書用紙	2	同 上
7	所属党派証明書用紙	2	
8	選挙事務所設置届用紙	5	
9	選挙事務所異動届用紙	5	
10	出納責任者選任届用紙	2	
11	公営施設使用の個人演説会開催申出書用紙	20	
12	報酬を支給する者の届出書用紙	5	
13	選挙運動費用収支報告書用紙	12×3組	
14	開票立会人となるべき者の届出書用紙	10	
15	開票立会人となるべき者の承諾書用紙	10	
16	選挙立会人となるべき者の届出書用紙	2	
17	選挙立会人となるべき者の承諾書用紙	2	
18	選挙運動のために使用するビラの届出書用紙	2	
19	委任状	2	

候補者届出用紙記載上の注意

- 1 黒色又は青色のペン又はボールペンで、明確に楷書で記載すること。
- 2 「氏名」は、戸籍に記載された氏名を記載し、ふりがなをつけること。しかし、戸籍簿記載の氏名に対応する常用漢字表に掲げる通用字体及び人名用漢字別表に掲げる字体を使用することは差し支えない（例：濱，澤 →浜，沢）。
- 3 「本籍」「住所」は、戸籍謄本・住民票等に記載された公称名を正確に記載すること。
- 4 「生年月日」欄の（満 歳）内には、選挙期日現在の満年齢を記載すること。
- 5 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 6 「党派」は、自己の所属する政党その他の政治団体の名称を記載する。この名称とは所属党派証明書に記載してある政党その他の政治団体の名称である。また、当該政党その他の政治団体の名称が字数20を超える場合には、当該名称のほか、字数20字以内の略称を併せて「（略称）○ ○」と記載すること。なお、いずれの政党その他の政治団体にも所属していない者は、無所属であるが、政党その他の政治団体に所属していても、所属党派証明書を有しない者は「無所属」と記載すること。
- 7 「職業」欄は、なるべく詳細に記載すること（公務員→○○市民生委員）。
- 8 印鑑を使用する場合は明確に捺印し、全期間、各書類を通じ同一のものを使用すること。
- 9 交付したそれぞれの用紙が不足する場合は、適宜コピーして使用すること。

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

候補者	氏 <small>（ふりがな）</small> 名	性別	
本籍			
住所			
生年月日	年 月 日	生	（満 歳）
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和七年 月 日執行	参議院鹿児島県選出議員選挙	
参議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本		

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和七年 月 日

氏 名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長

松下 良成 殿

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 六 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者届出書（本人届出）

候補者	氏 <small>（ふりがな）</small> 名	性別	
本籍			
住所			
生年月日	年 月 日	生	（満 歳）
党派		職業	
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和七年 月 日執行	参議院鹿児島県選出議員選挙	
参議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	一 供託証明書 二 宣誓書 三 所属党派証明書 四 戸籍の謄本又は抄本		

右のとおり関係書類を添えて立候補の届出をします。

令和七年 月 日

氏 名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長

松下 良成 殿

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 六 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

宣 誓 書

私は、公職選挙法第八十六条の八（衆議院小選挙区選出議員等又は立候補の禁止）第一項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員等又は立候補の禁止）第二項、第八十五条の二（衆議院小選挙区選出議員等又は立候補の禁止）及び立候補の禁止）又は第二十五条の三（組織的選挙運動管理者等の執行の参議院議員による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）及び立候補の禁止）の規定により令和七年十月一日執行の参議院議員選挙において候補者となることができな者でないことを誓います。

令和七年 月 日

住 所

氏 名

宣 誓 書

私は、公職選挙法第八十六条の八（衆議院小選挙区選出議員等又は立候補の禁止）第一項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員等又は立候補の禁止）第二項、第八十五条の二（衆議院小選挙区選出議員等又は立候補の禁止）及び立候補の禁止）又は第二十五条の三（組織的選挙運動管理者等の執行の参議院議員による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）ができない者でないことを誓います。

令和七年 月 日

住 所

氏 名

通称認定申請書

候補者氏名

呼称

令和七年 月 日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙において、公職選挙法施行令第八十九条第五項において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和七年 月 日

住所

氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長

松下 良成 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通用していることを証するに足る資料を提示しなければなりません。

通称認定申請書

候補者ふりがな氏名

呼ふりがな称

令和七年 月 日 執行の参議院鹿児島県選出議員選挙において、公職選挙法施行令第八十九条第五項
において準用する第八十八条第八項の規定により右の呼称を通称として認定されたく申請します。

令和七年 月 日

住所

氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長

松下 良成 殿

備考 この申請書を提出するときは、併せて当該呼称が戸籍簿に記載された氏名に代わるものとして広く通
用していることを証するに足る資料を提示しなければなりません。

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者	氏 <small>（ふりがな）</small> 名		性別
本籍			
住所			
生年月日	年	月	日生 (満歳)
党派	職業		
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和七年	月	日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
参議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本		

右のとおり推薦届出をします。

令和七年 月 日

推薦届出者 住所 氏名

推薦届出者 住所 氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長 松下 良成 殿

年 月 日生
年 月 日生

(裏面)

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の四第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 六 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者届出書（推薦届出）

候補者	氏 <small>（ふりがな）</small> 名		性別
本籍			
住所			
生年月日	年	月	日生 (満歳)
党派	職業		
一のウェブサイト等のアドレス			
選挙	令和七年	月	日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙
参議院議員と兼ねることができない職にある者についてはその職名			
添付書類	一 候補者の承諾書 二 選挙人名簿登録証明書 三 供託証明書 四 宣誓書 五 所属党派証明書 六 戸籍の謄本又は抄本		

右のとおり推薦届出をします。

令和七年 月 日

推薦届出者 住所 氏名

推薦届出者 住所 氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長 松下 良成 殿

年 月 日生
年 月 日生

(裏面)

備考

- 一 「生年月日」欄の年齢は、選挙の期日現在の満年齢を記載しなければならない。
- 二 法第八十六条の四第四項に規定する政党その他の政治団体の証明書を有しない者は、「党派」欄に「無所属」と記載しなければならない。
- 三 令第八十九条第四項の場合においては、「党派」欄に当該政党その他の政治団体の名称のほか、その略称を「(略称) 何々」と記載しなければならない。
- 四 「職業」欄には、職業をなるべく詳細に記載し、地方自治法第九十二条の二又は第四百四十二条に規定する関係にある者についてはその旨を記載しなければならない。
- 五 「一のウェブサイト等のアドレス」欄には、選挙運動のために使用する文書図画を頒布するために利用する一のウェブサイト等のアドレスを記載することができる。
- 六 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

候補者推薦届出承諾書

令和七年 月 日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における候補者となることを承諾します。

令和七年 月 日

住所

氏名

推薦届出者

殿

候補者推薦届出承諾書

令和七年 月 日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における候補者となることを承諾します。

令和七年 月 日

住所

氏名

推薦届出者

殿

選挙人名簿登録証明書

氏名

住所

右の者は、
本町村
市において令和七年

月

日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和七年 月 日

府 都
県 道

郡 市

町 村

選挙管理委員会委員長

印

選挙人名簿登録証明書

氏名

住所

右の者は、
本町村
市において令和七年

月

日現在における選挙人名簿に登録されていることを証明する。

令和七年 月 日

府 都
県 道

郡 市

町 村

選挙管理委員会委員長

印

所 属 党 派 証 明 書

氏 名

住 所

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和七年 月 日

政党（支部）（政治団体名）

代表者（支部長、責任者）

所 属 党 派 証 明 書

氏 名

住 所

右の者は、本政党（政治団体）に所属する者であることを証明する。

令和七年 月 日

政党（支部）（政治団体名）

代表者（支部長、責任者）

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県 市 町 村 番地
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和7年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住所

氏名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和7年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県 市 町 村 番地
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和7年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住所

氏名

選挙事務所設置届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県 市 町 番地
郡 村
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和7年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 設 置 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

鹿児島県 市 町 村 番地
(方)

連絡電話番号 () 局 番

3 設置年月日 令和7年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所設置所在地の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 選挙事務所を設置し得る者は、候補者又は推薦届出者でなければならない。
- 推薦届出者が設置したときは候補者の承諾書を添付すること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所異動届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所異動届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選 挙 事 務 所 異 動 届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備 考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

届出人 住 所

氏 名

選挙事務所異動届

公職選挙法第130条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 候補者氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

2 事務所の所在地

新 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

連絡電話番号 () 局 番

旧 鹿児島県 市 町 番地
郡 村 (方)

3 異動年月日 令和7年 月 日

備考

- この届出は、県選挙管理委員会及び選挙事務所異動関係の市町村選挙管理委員会に届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

選任者 住 所

氏 名

出納責任者選任届

令和7年 月 日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選任年月日	令和7年 月 日
候補者氏名	参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

備 考

- この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を持ってするを問わず公職の候補者のため寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下 良成 殿

選任者 住 所

氏 名

出納責任者選任届

令和7年 月 日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における出納責任者を下記のとおり選任しましたので、公職選挙法第180条第3項の規定により届け出ます。

記

出納責任者

氏 名	
住 所	
職 業	
生 年 月 日	年 月 日
選任年月日	令和7年 月 日
候補者氏名	参議院鹿児島県選出議員選挙候補者

備 考

- この届出をした後でなければ、公職の候補者の推薦支持又は反対その他の運動のために、いかなる名義を持ってするを問わず公職の候補者のため寄附を受け、又は支出をすることができず、又は公職の候補者又は推薦者が寄附を受けることもできない。
- 推薦届出者が出納責任者を選任したときは、その選任につき公職の候補者の承諾書を添付すること。
- 出納責任者の異動又は出納責任者の職務代行の届出は、この選任届出の例によりその年月日を付して届け出ること。
- 候補者又は推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区				
	ふりがな氏名		党派別			
	住所					
	連絡先	電話番号	局	番		
使用すべき施設						
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 午後	前後	時 分まで
費用の負担区分						

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午 前後 午 前後	時 分より 時 分まで	
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

令和7年 月 日

選挙管理委員会
委員長 殿

申出人 参議院鹿児島県選出議員選挙候補者
氏名

公営施設使用の個人演説会開催申出書

公職選挙法第163条の規定により次のとおり申し出ます。

候補者	選挙別及び所属選挙区	令和7年 月 日執行参議院鹿児島県選出議員選挙 鹿児島県選挙区		
	ふりがな氏名		党派別	
	住所			
	連絡先	電話番号	局	番
使用すべき施設				
開催すべき日時	令和7年 月 日	午後	前後	時 分より 午後 時 分まで
費用の負担区分				

備考

- 1 申出書は、必ずこの様式によらなければならない。
- 2 この申出は開催すべき期日前2日までに届け出ること。
- 3 候補者は公職選挙法施行令第119条第3項による附加設備をすることは、この申出と同時にその旨を申し出なければならない。
- 4 費用の負担区分欄には、施設の無料使用による国庫負担及び地方公共団体負担並びに公職選挙法施行令第120条による自己負担の区分(自己負担又は国庫負担、県負担、市町村負担)を記載しなければならない。
- 5 前項の自己負担のときは、申出と同時に公職選挙法施行令第120条による納付すべき額を納付しなければならない。
- 6 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。

- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。
- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。
- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。
- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。

- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。

- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

(裏 面)

備 考

- 1 「使用する者の別」の欄には、選挙運動のために使用する事務員にあつては「事務員」と、専ら公職選挙法第141条第1項の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者にあつては「車上運動員」と、専ら手話通訳のために使用する者にあつては「手話通訳者」と、専ら要約筆記（同法第197条の2第2項に規定する要約筆記をいう。）のために使用する者にあつては「要約筆記者」と記載するものとする。

- 2 公職選挙法第150条第1項第2号イ又はロに掲げる者が同条第2項の政見の放送のための録画をする場合において、その者が同法第197条の2第2項の規定により専ら手話通訳のために使用する者に対して報酬を支給するときは、「使用する期間」の欄に、同法第86条の4第1項、第2項、第5項の規定による届出のあった日から当該選挙の期日の前日までの間のいずれかの日（その日に使用する者が当該専ら手話通訳のために使用する者を含め50人を超えない日に限る。）を記載し、「備考」の欄に「公職選挙法施行令第129条第7項に規定する場合である」と記載するものとする。

- 3 既に届け出た者につき、その者に係る使用する期間中、その者に代えて異なる者を届け出る場合においては、その旨を「備考」欄に記載するものとする。

- 4 候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
前 回 計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
総 額	寄 附						
	その他の 収 入						
	総 計						

参 考	
-----	--

月 日	金額又は見積額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
前 回 計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	総 計							
支出のうち公費 負担相当額	項 目			単 価(A)		枚 数(B)	金額(A)×(B)=(C)	
	選挙運動用通常葉書の作成			円		枚	円	
	ビラの作成			円		枚	円	
	ポスターの作成			円		枚	円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	政見放送のための録画等						円	
計						円		

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所
氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）に記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（下記参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集会会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
	円			

1 令和7年 月 日 執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職の候補者 氏名

3 出納責任者 氏名

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「支出の費目」の欄には、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費等の費目を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
前 回 計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
総 額	寄 附						
	その他の 収 入						
	総 計						

参 考	
-----	--

月 日	金額又は見積額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
前 回 計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	総 計							
支出のうち公費 負担相当額	項 目			単 価(A)		枚 数(B)	金額(A)×(B)=(C)	
	選挙運動用通常葉書の作成			円		枚	円	
	ビラの作成			円		枚	円	
	ポスターの作成			円		枚	円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	政見放送のための録画等						円	
計							円	

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所
氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）に記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（下記参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集会会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
	円			

1 令和7年 月 日 執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職の候補者 氏名

3 出納責任者 氏名

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的

1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「支出の費目」の欄には、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費等の費目を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

月 日	金額又は見積額	種 別	寄 附 を し た 者			金 銭 以 外 の 寄 附 及 び そ の 他 の 収 入 の 見 積 の 根 拠	備 考
			住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円						
計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
前 回 計	寄 附						
	その他の 収 入						
	計						
総 額	寄 附						
	その他の 収 入						
	総 計						

参 考	
-----	--

月 日	金額又は見積額	区 分	支 出 の 目 的	支 出 を 受 け た 者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備 考
				住所又は主たる 事務所の所在地	氏名又は団体名	職 業		
	円							
計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
前 回 計	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	計							
総 額	立候補準備の ための支出							
	選挙運動の ための支出							
	総 計							
支出のうち公費 負担相当額	項 目			単 価(A)		枚 数(B)	金額(A)×(B)=(C)	
	選挙運動用通常葉書の作成			円		枚	円	
	ビラの作成			円		枚	円	
	ポスターの作成			円		枚	円	
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	個人演説会の立札及び看板の類の作成			円		枚	円	
	政見放送のための録画等						円	
計						円		

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 年 月 日

出納責任者 住 所
氏 名

備考

- 1 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。
- 2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。
- 3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るものをいう。以下同じ。）に記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。
- 4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。
- 5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。
- 6 精算届後の報告書にあつては、「収入の部」「支出の部」ともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。
- 7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。（下記参照）
- 8 出納責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

（収入簿の備考中2から6まで）

- 2 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を時価に見積った金額を記載するものとする。
- 3 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 4 寄附の中金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 5 「種別」の欄には寄附金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 6 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

（支出簿の備考中3から9まで）

- 3 この帳簿の各科目には、(一)人件費 (二)家屋費 ((イ)選挙事務所費 (ロ)集会会場費等) (三)通信費 (四)交通費 (五)印刷費 (六)広告費 (七)文具費 (八)食料費 (九)休泊費 (十)雑費の費目を設けて、費目ごとに記載するものとする。
- 4 金銭の支出をしたときは、「金額又は見積額」欄中「金銭支出」の欄に記載し、財産上の義務を負担し、又は建物、船車馬、飲食物、その他の金銭以外の財産上の利益を使用し、若しくは費消したときは、「金銭以外の支出」の欄に時価に見積った金額を記載し、その都度あわせて合計を記載するものとする。
前項の場合において「金銭支出」と「金銭以外の支出」とは、別行に記載するものとする。
- 5 支出が金銭以外の支出であるときは、「金銭以外の支出の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 6 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 7 支出の中金銭、物品その他財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日を「備考」欄に記載するものとする。
- 8 専ら在外選挙人の投票に関してする選挙運動で国外においてするものに関する支出については、その旨を「備考」欄に記載するものとし、当該支出の合計を記載するに当たっては、これ以外の支出と区別し、外書として括弧を付して記載するものとする。
- 9 選挙運動に係る公費負担対象支出（選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成、選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び看板の類の作成又は政見放送のための録画等に係るもの）については、「備考」欄にその旨を記載するものとする。

領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区 分	支 出 の 目 的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
	円			

1 令和7年 月 日 執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備考

- 1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支 出 の 費 目	支 出 の 目 的

1 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

2 公職の候補者 氏 名

3 出納責任者 氏 名

備 考

- 1 「支出の費目」の欄には、人件費、家屋費（選挙事務所費、集合会場費等）、通信費、交通費、印刷費、広告費、文具費、食料費、休泊費、雑費等の費目を記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄には、支出の目的（謝金、人夫賃、家屋贈与等）、員数等を記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。
ただし、振込明細書に支出の目的が記載されている場合は、本様式の提出は不要である。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区 開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派） 氏名

選挙管理委員会委員長 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派 〃 氏名

選挙管理委員会委員長

殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派 〃 氏名

選挙管理委員会委員長

殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区 開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派） 氏名

選挙管理委員会委員長 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住 所

氏 名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区 開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派） 氏名

選挙管理委員会委員長 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区 開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者(党派) 氏名

選挙管理委員会委員長 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区 開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派） 氏名

選挙管理委員会委員長 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派 〃） 氏名

選挙管理委員会委員長

殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派） 氏名

選挙管理委員会委員長

殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

開票立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき開票区

開票区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派 〃 氏名

選挙管理委員会委員長

殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合に
あつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人
の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における開票立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき選挙区

選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派） 氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長 松下良成 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

選挙立会人となるべき者の届出書

立会人となるべき者

住所

氏名

年 月 日生

選挙 令和七年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

立会いすべき選挙区

選挙区

右のとおり本人の承諾を得て届出をします。

令和七年 月 日

参議院鹿児島県選出議員選挙候補者（党派 〃 氏名

参議院鹿児島県選出議員選挙 選挙長 松下良成 殿

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

承
諾
書

令和七年
します。

月

日執行の参議院鹿児島県選出議員選挙における選挙立会人となるべきことを承諾

令和七年 月 日

住
所

氏
名

候
補
者

殿

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会
委員長 松下 良成 殿

選挙名 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

候補者 住所

氏名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届け
します。

記

- 1 ビラの記号
- 2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）
- 3 ビラの添付（5枚）
- 4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

- 5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その
代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書
類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は
この限りではない。

令和7年 月 日

鹿児島県選挙管理委員会
委員長 松下 良成 殿

選挙名 令和7年 月 日執行 参議院鹿児島県選出議員選挙

候補者 住所

氏名

選挙運動のために使用するビラの届出書

公職選挙法第142条第1項の規定により発行するビラは、下記のとおりでありますからお届け
します。

記

- 1 ビラの記号
- 2 ビラの頒布予定枚数（証紙交付希望数）
- 3 ビラの添付（5枚）
- 4 ビラの頒布責任者

住 所

氏 名

- 5 ビラの印刷者

住 所

氏 名（法人の場合名称）

備考 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その
代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書
類の提示又は提出を行うこと。ただし、候補者本人の署名その他の措置がある場合は
この限りではない。

委 任 状

私は, _____ を代理人と定め,
下記事項を委任します。

記

委任事項 (_____)

令和 ____ 年 ____ 月 ____ 日

住 所 :

氏 名 :

(届出の名義人の署名又は記名押印)

委 任 状

私は, _____ を代理人と定め,
下記事項を委任します。

記

委任事項 (_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

住 所 :

氏 名 :

(届出の名義人の署名又は記名押印)